

平成30年5月8日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目27番25号
ヒューリック南青山ビル3階
株式会社 P R T I M E S
代表取締役社長 山 口 拓 己

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月22日（火曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月23日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号
アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 「ミルトス」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://prtimes.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（同上）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

(添付書類)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、好調な外需や設備投資、市況の改善などを背景に、緩やかな景気回復基調で推移しているものの、不安定な海外情勢の影響が懸念され、先行き不透明な状況にあります。

広告業界においては、平成29年日本の総広告費(「2017年日本の広告費」平成30年2月(株)電通発表)が6年連続でプラス成長を記録いたしました。媒体別では、インターネット広告費が前年比115.2%と2桁成長を継続し、引き続き広告業界を牽引しております。

当社におきましては、地方銀行やメディアとの提携を通じて、ベンチャー企業や地方・地域を含む幅広い情報を流通させる仕組みづくりを実施いたしました。また、既存事業とのシナジーを想定し、平成29年9月にはクラウド型タスク管理ツール「Jooto」を事業譲受いたしました。

このような環境のもと、当社はニュースリリース配信サイト「PR TIMES」をはじめとした多数のWebサイトにニュースリリースを配信・掲載しました結果、平成30年2月には利用企業社数が21,000社を突破し、国内上場企業のうち約30%の企業に利用していただきました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は1,717,114千円(前連結会計年度比26.7%増)、営業利益は375,684千円(前連結会計年度比49.7%増)、経常利益は370,955千円(前連結会計年度比56.0%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は241,309千円(前連結会計年度比56.5%増)となりました。

なお、当社グループはニュースリリース配信事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施いたしました設備投資の金額は56,026千円であります。主として、新サービスの自社開発、既存サ

ービスのリニューアル、事務機器及び通信機器の新設であります。これらの結果、当連結会計年度末の固定資産残高は345,568千円となりました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、第1回新株予約権の行使により10,920千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当社は、平成29年9月20日開催の取締役会において、Skipforward PTE. LTD.（本社：シンガポール）が運営するクラウド型タスク管理ツール「Jooto」事業を譲り受けることに関し、同社と事業譲渡契約を締結することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結し、平成29年9月29日付で事業を譲り受けました。

1. 企業結合の概要

(1) 相手企業の名称及び取得した事業の内容

相手企業の名称 Skipforward PTE. LTD.

取得した事業の内容 Skipforwardが運営するクラウド型タスク管理ツール「Jooto」事業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は「行動者発の情報が、人の心を揺さぶる時代へ」をミッションステートメントに掲げ、顧客企業とステークホルダーとのつながりをテクノロジーの力で強めるサービスを展開しております。主力事業のプレスリリース配信サービス「PR TIMES」は、企業からメディアへ方向の情報伝達だった従来のプレスリリース配信を、企業とメディアそして生活者をニュースでつなぐインターネットサービスへと昇華し、平成19年4月のサービス開始より成長を続けて利用企業数は19,000社を突破、国内上場企業の約30%にご利用いただいております（平成29年9月15日現在）。また平成27年7月には、スマートフォン時代のWeb接客体験を円滑にするカスタマーサポートツール「Tayori」をサービス開始し、コーポレートサイトからブログまでWebサービスのお問合せ体験をシンプルに、

しかし丁寧につなぐ顧客対応を実現し、7,000超のユーザーにご利用いただいております。（平成29年9月現在）今回譲受したタスク管理ツール「Jooto」は、シンプルで直感的な操作性を実現するインターフェース、ストレスフリーなタスク管理でチーム内のつながりを強めたいという想いを持ったサービスであり、当社のミッションに相通じるものがあります。またタスク管理には「PR TIMES」や「Tayori」など既存の運営事業とのシナジーが想定されることから、この度の事業譲受が実現しました。

(3) 企業結合日 平成29年9月29日

(4) 企業結合の法的形式 事業譲受

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第10期 自平成26年3月1日 至平成27年2月28日	第11期 自平成27年3月1日 至平成28年2月29日	第12期 自平成28年3月1日 至平成29年2月28日	第13期 (当連結会計年度) 自平成29年3月1日 至平成30年2月28日
売 上 高(千円)	—	1,080,044	1,355,036	1,717,114
経 常 利 益(千円)	—	176,113	237,720	370,955
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	114,404	154,179	241,309
1株当たり当期純利益(円)	—	22.26	24.95	36.99
総 資 産(千円)	—	741,559	1,564,607	1,943,765
純 資 産(千円)	—	437,773	1,315,820	1,568,130
1株当たり純資産額(円)	—	85.17	201.81	234.87

- (注) 1. 当社は、第11期より連結計算書類を作成しているため、それ以前の各数値については記載しておりません。
2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第10期 自平成26年3月1日 至平成27年2月28日	第11期 自平成27年3月1日 至平成28年2月29日	第12期 自平成28年3月1日 至平成29年2月28日	第13期 (当事業年度) 自平成29年3月1日 至平成30年2月28日
売 上 高(千円)	827,545	1,061,107	1,340,653	1,697,840
経 常 利 益(千円)	78,307	136,415	195,334	326,339
当 期 純 利 益(千円)	31,787	88,273	125,701	157,262
1株当たり当期純利益(円)	6.19	17.17	20.34	24.11
総 資 産(千円)	446,530	697,943	1,486,499	1,783,623
純 資 産(千円)	314,457	402,731	1,252,300	1,420,563
1株当たり純資産額(円)	61.18	78.35	192.07	212.76

- (注) 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社ベクトル	2,164,607千円	56.9%	ニュースリリース配信サービスの提供

② 親会社等との間の取引に関する事項

株式会社ベクトルとの取引につきましては、定期的に契約の見直しを行っております。また、株式会社ベクトルに限らず関連当事者取引等については、経営戦略上または営業戦略上必要な場合を除き、原則行わないという基本方針であります。関連当事者取引等の実施につきましては、少数株主の保護の観点から、当該取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、当該取引が合理的判断に照らして有効であるか、また、取引条件等は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して、かつ、監査役会で審議を行い、取締役会の決議により行う方針であります。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社マッシュメディア	10,000千円	100%	Webメディアの運営
株式会社PRリサーチ	10,000千円	100%	広報効果リサーチ事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

① 優秀な人材確保

当社グループの競争力の源泉は技術力と広範な媒体ネットワーク及び多様なサービスラインにあり、これらを維持・向上していくためには優秀な人材の確保と育成が必須であります。したがって、当社グループが継続的に成長していくためには、このような知識と経験を豊富にもった人材の獲得が必要不可欠であります。

② 収益基盤の拡充

当社グループは、より優れた技術力及びサービスラインの更なる強化が課題の一つであると考えております。当社グループは、市場動向を見据えた迅速な対応と引き続き世の中の一步先を行く、新たなサービスを開発・導入していくことが必要であると考えております。

③ コーポレートガバナンス体制及び内部管理体制

当社グループが継続的な成長を続けるためには、コーポレートガバナンスの更なる強化と内部管理体制の強化が重要であると認識しております。コーポレートガバナンスに関しては、経営の効率性、健全性を確保すべく、監査役会の設置や内部監査及び内部統制システムの整備によりその強化を図っているところです。

また、内部管理体制については管理部門の増員を実施しておりますが、一層の体制強化が必要であると認識しております。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

事業区分	事業内容
ニュースリリース 配信事業	当社サービス（PR TIMES）の運営その他関連事業

(6) 主要な事業所（平成30年2月28日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区南青山二丁目27番25号 ヒューリック南青山ビル3階

② 子会社

会 社 名	所 在 地
株式会社マッシュメディア	東京都港区南青山二丁目27番25号 ヒューリック南青山ビル3階
株式会社PRリサーチ	同 上

(7) 使用人の状況（平成30年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
ニュースリリース配信事業	53 (33) 名	8名増 (6名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
47 (27) 名	7名増 (8名増)	35.1歳	2.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び派遣社員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年2月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,338,000株 |
| ③ 株主数 | 1,469名 |
| ④ 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ベ ク ト ル	1,900,000株	56.9%
GCMC Venture Capital Partners I Inc.	320,000	9.6
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	194,800	5.8
山 口 拓 己	172,000	5.2
野村信託銀行株式会社（投信口）	100,000	3.0
山 田 健 介	37,000	1.1
BANK LOMBARD ODIER AND CO LTD GENEVA	21,000	0.6
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	17,800	0.5
山 沢 滋	17,000	0.5
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 (株) (信 託 口)	13,100	0.4

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（38株）を控除して計算しております。
2. 発行済株式の総数は、第1回新株予約権の行使により78,000株増加しております。
3. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第2回新株予約権

	新株予約権の内容
発行決議日	平成27年2月6日
新株予約権の数	161個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 16,100株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 18,000円 (1株あたり 180円)
権利行使期間	平成31年1月30日から 平成37年1月29日まで
行使の条件	(注)
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 161個 目的となる株式数 16,100株 保有者数 3名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権1個の一部行使は、認めない。
 - (2) 新株予約権の付与を受けた者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社または当社の子会社の役員または従業員であることを要する。ただし、取締役または監査役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。
 - (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合は、その相続人が新株予約権を行使することができない。
 - (4) その他権利行使の条件は、当新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。
3. 当事業年度の期首から当事業年度末までに、新たに就任した取締役を含めて記載しております。

第3回新株予約権

	新株予約権の内容
発行決議日	平成29年3月16日
新株予約権の数	360個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 36,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 231,200円 (1株あたり 2,312円)
権利行使期間	平成33年6月1日から 平成39年3月31日まで
行使の条件	(注)
取締役の保有状況 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 360個 目的となる株式数 36,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 新株予約権者は、平成32年2月期乃至平成33年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、新株予約権の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%
 - (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
 - (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
 - (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%
- (2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしました。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

第4回新株予約権

	新株予約権の内容
発行決議日	平成29年3月16日
新株予約権の数	1,440個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 144,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり 231,200円 (1株あたり 2,312円)
権利行使期間	平成33年6月1日から 平成39年3月31日まで
行使の条件	(注)
新株予約権の割当対象者及び割当個数	受託者 税理士法人トラスト 1,440個

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件

- (1) 受託者より本新株予約権の交付を受けた者（以下「受益者」という。）は、平成32年2月期乃至平成33年2月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる条件のいずれかを満たしている場合に、受益者が交付を受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- (a) 700百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち70%
 (b) 800百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち80%
 (c) 900百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち90%
 (d) 1,000百万円を超過した場合：割り当てられた本新株予約権のうち100%

- (2) 本新株予約権の行使時点において当社または当社関係会社に対する勤続年数が5年以上であることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

- (3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 当社は平成30年3月1日付で普通株式 1 株につき 2 株の株式分割をいたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成30年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 拓 己	株式会社マッシュメディア 代表取締役 株式会社PRリサーチ 取締役
取 締 役	山 田 健 介	コミュニケーションプランニング本部長
取 締 役	三 島 映 拓	経営企画本部長
取 締 役	田 中 善 一 郎	ログリー株式会社 社外取締役
取 締 役	長 谷 川 創	株式会社ベクトル 取締役
常 勤 監 査 役	向 川 壽 人	向川公認会計士事務所 所長 株式会社アドバンスト・メディア 社外監査役 株式会社スリー・ディー・マトリックス 社外監査役
監 査 役	田 中 紀 行	弁護士法人港国際法律事務所東京事務所 所長 株式会社NewsTV 社外監査役 GFA株式会社 社外監査役 GFA Capital株式会社 社外監査役
監 査 役	羽 入 敏 祐	ひので監査法人 パートナー 日之出コンサルティング株式会社 代表取締役 RPAテクノロジーズ株式会社 社外取締役 RPAホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社セグメント 社外取締役 オープンアソシエイツ株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役田中善一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役向川壽人氏及び田中紀行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役向川壽人氏及び監査役羽入敏祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役田中紀行氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役田中善一郎氏、監査役向川壽人氏及び監査役田中紀行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成30年2月28日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	寺 澤 美 砂	管 理 本 部 長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役及び監査役の報酬等

1. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	50,670千円 (3,600千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	9,150千円 (6,900千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	59,820千円 (10,500千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年12月26日開催の臨時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成26年7月16日開催の臨時株主総会において年額2,000万円以内と決議いただいております。
4. 無報酬の取締役1名については、上記に含めておりません。

2. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

3. 社外役員が当社の親会社等またはその子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ① 取締役田中善一郎氏は、ログリー株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 監査役向川壽人氏は、向川公認会計士事務所の所長であります。また、株式会社アドバンスト・メディア、株式会社スリー・ディー・マトリックスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ③ 監査役田中紀行氏は、弁護士法人港国際法律事務所東京事務所の所長であります。また、株式会社NewsTV、GFA株式会社、GFA Capital株式会社の社外監査役であります。株式会社NewsTVは当社の兄弟会社ですが、当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 田 中 善 一 郎	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。企業経営において豊富な経験があり、インターネットビジネスにおける幅広い見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 向 川 壽 人	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。
監査役 田 中 紀 行	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。また当事業年度に開催された監査役会14回のうち14回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提案を行っております。また、監査役会において、監査に関する重要事項の協議や意見交換等を行っております。

3. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、東陽監査法人の報酬について、会計監査人の監査の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であると判断し、これに同意いたしました。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社は、当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の役職員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため「コンプライアンス・ポリシー」を制定し、取締役自らがこれを順守するとともに、代表取締役がその精神を使用人に反復伝達します。
 2. 当社は、コンプライアンス・リスク委員会、稟議制度、契約書類の法務審査制度、内部監査及び法律顧問による助言等の諸制度を柱とするコンプライアンス体制を構築し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保しております。
 3. コンプライアンス・リスク委員会は、当社グループにおいて万が一不正行為が発生した場合は、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて管理本部は、再発防止策の展開等の活動を推進します。
 4. 法令違反その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、通報・窓口を設け、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき適切な運用を行います。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 情報セキュリティについては「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティマネジメントシステムを確立します。情報セキュリティに関する具体的施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、当社グループで横断的に推進します。
 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」、「個人情報管理基本規程」、「インサイダー取引防止に関する規程」等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は「コンプライアンス・ポリシー」を上位概念としながらも、「コンプライアンス・リスク委員会」及び「事故・不祥事等対応規程」を設置、制定することで、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。
2. 当社は、当社グループにおける防災計画の立案及び防災体制の整備等、防災全般に関する諸事情の構築を推進すべく、事業継続計画を制定し、災害発生時の対応体制等を確立することにより、災害による人的・物的被害を予防、軽減しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行っております。
2. 取締役会決議により、取締役の担当職務を明確化するとともに、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、取締役・使用人の役割分担、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図っております。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的かつ健全な発展を図り、業務の適正を確保するために、「関係会社管理規程」及び「職務権限規程」を制定し、子会社の事業運営に関する重要な事項については当社の承認を必要とすることとしております。
2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営を管理し、事業の適正を確保しております。また「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループが直面する様々なリスクを一元管理し、コンプライアンス・リスク委員会を設置してリスク管理体制を強化しております。

3. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの経営課題に対する共通認識を持ち、グループ企業価値最大化に向けた経営を行うため、子会社に当社取締役を派遣する体制を採っております。

4. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」を通じて、子会社の順法体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行っております。

5. その他の当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親子間取引における不適切な取引及び会計処理を防止するため、監査役会及び内部監査部門が連携して監査体制を整備し、企業集団における業務の適正を確保しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、可及的速やかに適切な使用人を監査役付として配置するものとします。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役からの独立性を強化するため、監査役を補助すべき使用人の業績考課、人事異動、賞罰の決定については事前に監査役の同意を得なければならぬものとします。

- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は、他部門へ協力体制の確保を依頼できるものとします。また、監査役の代理出席を含む必要な会議へ参加できるものとします。その他、必要な情報収集権限を付与します。

⑨ 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- イ) 当社は、取締役会のほか、その他重要会議体への監査役の出席を求めるとともに、業績等会社の業務の状況を担当部門により監査役へ定期的に報告します。
- ロ) 監査役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行っております。
- ハ) 「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、内部通報窓口を設置しております。

2. 子会社の取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- イ) 監査役は、子会社の稟議書や計算書類を閲覧し、必要に応じて子会社の取締役、使用人等に説明を求めることができますものとします。
- ロ) 子会社の取締役、使用人等は、会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告するものとします。

⑩ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス内部通報規程」において、通報者に不利益が及ばないよう配慮しております。

⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとします。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役会と定期的に情報交換を行うものとし、当社グループの経営の状況に関する情報の共有化を図っております。

監査役より稟議書その他の重要文書の閲覧の要請がある場合は、当該要請に基づき、担当部門が直接対応し、その詳細につき報告を行います。

- ⑬ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。

当社の各部門及び当社子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

- ⑭ 反社会的勢力を排除する管理体制

当社は「コンプライアンス・ポリシー」において、反社会的勢力との関係を持たないこと、及び会社の利益あるいは自己保身のために、反社会的勢力を利用しないことを基本方針としております。

また、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。

具体的な対応方法としては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、上記基本方針を明示するとともに、排除体制並びに対応方法を定めます。

今後も所轄警察署並びに関係団体と連絡を密にして情報収集に努め、反社会的勢力の事前排除ができる体制作りを進めていくとともに、社内研修等においてマニュアルで定めた内容等の周知徹底を図り、実効性をもって運用できるよう、社員教育に努めてまいりたいと思っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況は次のとおりです。

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に取締役会を開催しており、当事業年度においては定時取締役会を12回、臨時取締役会を2回開催しました。定時取締役会では、月次決算及び業務に関する報告がなされており、取締役が相互に職務執行状況の監視・監督を行うとともに、日常の業務執行の協議を活発に行うことにより、取締役会の活性化及び業務の効率化を図っております。

② 監査役会による監視

当社は、監査役会規程に基づき、原則として月1回または必要に応じて臨時に監査役会を開催しており、当事業年度においては監査役会を14回開催いたしました。監査役会では、監査計画の策定及びその実施状況について定期的に情報を共有するとともに、内部監査担当者及び会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間で情報共有を行うなど連携を図っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

③ コンプライアンス体制の運用

当社は、「コンプライアンス・ポリシー」に基づき、全ての役職員が法令順守に努めるとともに、コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を図るため、「コンプライアンス内部通報規程」に基づき、通報窓口を社内に通知し、その運用を図っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しており、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ配当を実施してまいりたいと考えております。しかしながら、当面は事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とし、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく所存であります。また、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,598,196	流動負債	372,849
現金及び預金	1,268,937	支払手形及び買掛金	30,721
受取手形及び売掛金	257,579	リース債務	1,019
繰延税金資産	45,186	未払金	66,673
その他	36,973	未払法人税等	116,312
貸倒引当金	△10,479	前受収益	85,856
固定資産	345,568	賞与引当金	22,500
有形固定資産	63,457	その他	49,766
建物及び構築物	39,246	固定負債	2,784
工具、器具及び備品	123,344	リース債務	2,051
リース資産	12,076	その他	733
減価償却累計額	△111,209	負債合計	375,634
無形固定資産	201,736	純資産の部	
のれん	105,415	株主資本	1,567,950
ソフトウェア	87,946	資本金	418,293
ソフトウェア仮勘定	7,727	資本剰余金	406,090
その他	647	利益剰余金	743,665
投資その他の資産	80,374	自己株式	△99
投資有価証券	5,762	新株予約権	180
敷金及び保証金	61,358	純資産合計	1,568,130
繰延税金資産	12,354	資産合計	1,943,765
その他	899	負債純資産合計	1,943,765
資産合計	1,943,765		

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成29年3月1日から)
(平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,717,114
売 上 原 価		375,024
売 上 総 利 益		1,342,090
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		966,406
営 業 利 益		375,684
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
そ の 他	74	86
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	280	
支 払 手 数 料	4,500	
そ の 他	34	4,815
経 常 利 益		370,955
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,604	14,604
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		356,350
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	147,580	
法 人 税 等 調 整 額	△32,540	115,040
当 期 純 利 益		241,309
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		241,309

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から)
(平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
連結会計年度期首残高	412,833	400,630	502,355	-	1,315,820
連結会計年度変動額					
新株の発行	5,460	5,460			10,920
自己株式の取得				△99	△99
親会社株主に帰属する当期純利益			241,309		241,309
株主資本以外の項目の連結会計年度変動額(純額)					
連結会計年度変動額合計	5,460	5,460	241,309	△99	252,130
連結会計年度末残高	418,293	406,090	743,665	△99	1,567,950

	新株予約権	純資産合計
連結会計年度期首残高	-	1,315,820
連結会計年度変動額		
新株の発行		10,920
自己株式の取得		△99
親会社株主に帰属する当期純利益		241,309
株主資本以外の項目の連結会計年度変動額(純額)	180	180
連結会計年度変動額合計	180	252,310
連結会計年度末残高	180	1,568,130

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,416,234	流 動 負 債	360,275
現金及び預金	1,133,226	買掛金	28,855
受取手形	403	リース債務	1,019
売掛金	252,734	未払金	72,322
貯蔵品	11	未払費用	15,908
未収入金	819	未払法人税等	107,649
前払費用	18,187	預り金	2,792
繰延税金資産	18,552	前受収益	84,893
その他	2,778	賞与引当金	20,249
貸倒引当金	△10,479	その他	26,584
固 定 資 産	367,388	固 定 負 債	2,784
有 形 固 定 資 産	62,687	リース債務	2,051
建物及び構築物	39,246	その他	733
工具、器具及び備品	118,787		
リース資産	12,076	負 債 合 計	363,060
減価償却累計額	△107,422	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	188,239	株 主 資 本	1,420,383
のれん	113,729	資本金	418,293
ソフトウェア	66,134	資本剰余金	406,090
ソフトウェア仮勘定	7,727	資本準備金	393,293
その他	647	その他資本剰余金	12,797
投資その他の資産	116,461	利益剰余金	596,098
投資有価証券	5,762	その他利益剰余金	596,098
関係会社株式	36,086	繰越利益剰余金	596,098
敷金及び保証金	61,358	自 己 株 式	△99
繰延税金資産	12,354	新株予約権	180
その他	899	純 資 産 合 計	1,420,563
資 産 合 計	1,783,623	負 債 純 資 産 合 計	1,783,623

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 3月 1日から)
(平成30年 2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,697,840
売 上 原 価		339,113
売 上 総 利 益		1,358,726
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,027,583
営 業 利 益		331,143
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
そ の 他	0	11
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	280	
支 払 手 数 料	4,500	
そ の 他	34	4,815
経 常 利 益		326,339
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,604	14,604
税 引 前 当 期 純 利 益		311,734
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	129,265	
過 年 度 法 人 税 等	33,962	
法 人 税 等 調 整 額	△8,754	154,472
当 期 純 利 益		157,262

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から)
(平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
事業年度期首残高	412,833	387,833	12,797	400,630	438,836	438,836
事業年度変動額						
新株の発行	5,460	5,460		5,460		
自己株式の取得						
当期純利益					157,262	157,262
株主資本以外の 項目の事業年度 変動額(純額)						
事業年度変動額合計	5,460	5,460	-	5,460	157,262	157,262
事業年度末残高	418,293	393,293	12,797	406,090	596,098	596,098

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
事業年度期首残高	-	1,252,300	-	1,252,300
事業年度変動額				
新株の発行		10,920		10,920
自己株式の取得	△99	△99		△99
当期純利益		157,262		157,262
株主資本以外の 項目の事業年度 変動額(純額)			180	180
事業年度変動額合計	△99	168,082	180	168,262
事業年度末残高	△99	1,420,383	180	1,420,563

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 本 橋 隆 夫 ㊞

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
公 認 会 計 士 三 浦 貴 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社PR TIMESの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PR TIMES及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月12日

株式会社 P R T I M E S

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員	公認会計士	本 橋 隆 夫	Ⓜ
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	三 浦 貴 司	Ⓜ
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 P R T I M E S の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月19日

株式会社 P R T I M E S 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 向 川 壽 人 ㊟

監 査 役（社外監査役） 田 中 紀 行 ㊟

監 査 役 羽 入 敏 祐 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

①経営体制の強化充実を図るため、定款第19条（取締役の員数）の取締役の員数を5名以内から10名以内に変更するものであります。

②経営環境の変化に迅速に対応すると共に、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、定款第21条（取締役の任期）について取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分が変更箇所であります。）

現行定款	変更案
第19条（取締役の員数） 当社の取締役の員数は <u>5名以内</u> とする。	第19条（取締役の員数） 当社の取締役の員数は <u>10名以内</u> とする。
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、 <u>選任後2年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、 <u>選任後1年以内</u> に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>(削除)</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、経営体制強化のため、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	やまぐちたくみ 山口 拓 己 (昭和49年1月12日生)	平成8年4月 山一証券(株)入社 平成9年4月 (株)ゴルフネットコミュニケーション入社 平成11年10月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株)) 入社 平成18年3月 (株)ベクトル入社 平成18年6月 同社取締役就任 平成19年1月 当社取締役就任 平成21年5月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成23年6月 (株)セカンドニュース代表取締役就任 (株)ストレートプレスネットワーク(現(株)マッシュメディア)代表取締役就任(現任) 平成28年10月 (株)P R リサーチ取締役就任(現任)	344,000株
2	みしまあきひろ 三 島 映 拓 (昭和55年3月26日生)	平成17年3月 (株)ベクトル入社 平成19年8月 当社入社 平成27年3月 当社執行役員サービス本部長就任 平成29年5月 当社取締役経営企画本部長就任(現任)	一株
3	たなかぜんいちろう 田 中 善 一 郎 (昭和20年4月16日生)	昭和43年4月 富士通株式会社入社 昭和49年9月 (株)日経マグロウヒル社(現(株)日経B P) 入社 平成10年4月 (株)日経B P 取締役就任 平成18年7月 グリー(株)社外監査役就任 平成27年8月 当社社外取締役就任(現任) 平成29年9月 ログリー(株)社外取締役就任(現任)	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
4	は せ がわ はじめ 長 谷 川 創 (昭和46年4月26日生)	<p>平成7年4月 郵政省入省</p> <p>平成9年3月 ㈱ベクトル入社</p> <p>平成13年5月 ㈱ベクトル取締役就任(現任)</p> <p>平成16年5月 ㈱ベクトルスタンダード(現㈱アンティル) 代表取締役就任(現任)</p> <p>平成17年12月 ㈱WOMCOM (現㈱シグナル) 取締役就任(現任)</p> <p>平成24年6月 Vector Group International Limited 董事就任(現任)</p> <p>平成26年8月 VR Projects Limited 董事就任(現任)</p> <p>平成26年10月 ㈱ニューステクノロジー取締役就任</p> <p>平成29年5月 当社取締役就任(現任)</p> <p>平成29年5月 ㈱メディコマ取締役就任(現任)</p> <p>平成29年8月 ㈱OPENERS取締役就任(現任)</p> <p>平成29年10月 ㈱ニューステクノロジー代表取締役就任(現任)</p> <p>平成29年10月 ㈱LAUGH TECH取締役就任(現任)</p>	一株
5	かま た かず ひこ 鎌 田 和 彦 (昭和40年11月8日生) (※)	<p>昭和63年4月 ㈱リクルートコスモス(現 ㈱コスモスイニシア) 入社</p> <p>平成元年6月 ㈱インテリジェンス(現 パーソルホールディングス㈱) 設立取締役就任</p> <p>平成11年4月 同社代表取締役社長就任</p> <p>平成21年1月 ㈱シーモン(現 アート・クラフト・サイエンス㈱) 取締役就任</p> <p>平成21年4月 ㈱シーモン(現 アート・クラフト・サイエンス㈱) 代表取締役就任</p> <p>平成21年6月 ㈱ペイロール社外取締役就任</p>	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株数
		平成21年8月 (株)アイ・アム (現 (株)インターワークス) 社外取締役就任 平成26年3月 (株)フルキャストホールディングス社外取締役就任 平成27年9月 (株)トラスト・テック社外取締役就任 平成27年12月 (株)オープンハウス取締役副社長就任 (現任) 平成28年12月 (株)オープンハウス・アーキテクト取締役就任 (現任)	
6	わだ ちひろ 和田 千弘 (昭和43年7月16日生) (※)	平成4年4月 (株)第一勧業銀行 (現 (株)みずほフィナンシャルグループ) 入社 平成7年4月 大蔵省 (現 財務省) 派遣 平成13年7月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク東京オフィス入社 平成17年2月 (株)アルペン取締役就任 平成19年5月 アドバンテッジパートナーズ 有限責任事業組合 (現 (株)アドバンテッジ パートナーズ) デイレクター就任 平成21年1月 (株)東京スター銀行取締役就任 平成23年11月 カート・サーモン・ユーエス・インク日本法人代表兼マネージングパートナー就任 平成26年1月 (株)インターブランドジャパン 代表取締役社長CEO就任 平成28年3月 (株)すかいらくホールディングス社外取締役就任 (現任) 平成28年10月 グーグル合同会社事業戦略部門長就任 平成30年2月 JapanTaxi(株) 代表取締役副社長就任 (現任) 日本交通(株)取締役就任 (現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中善一郎氏、鎌田和彦氏及び和田千弘氏は、社外取締役候補者であります。
4. 田中善一郎氏、鎌田和彦氏及び和田千弘氏を社外取締役候補者とした理由は、他の会社において取締役として豊富な経営経験があり、インターネット及びビ

ジネス全般における幅広い見識を有していることを考慮して、選任いたしました。

5. 田中善一郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年10ヶ月となります。
6. 当社と社外取締役鎌田和彦氏及び和田千弘氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。
また、当社と社外取締役田中善一郎氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を既に締結しており、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、田中善一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
8. 長谷川創氏の現在及び過去5年間における親会社及び親会社の子会社における地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
9. 当社は、平成30年3月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割をいたしましたので、所有する当社の株式数は、分割後の株数を記載しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
た 田 お 尾 啓 一 (昭和26年2月25日生)	昭和48年4月 三井情報開発(株) 入社 昭和55年11月 等松・青木監査法人(現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成7年6月 同法人代表社員 平成9年1月 デロイトトーマツコンサルティング(株)(現 アビームコンサルティング(株)) 執行役員 平成16年4月 立命館大学大学院教授 平成27年3月 (株)フュージョンパートナー(現 (株)スカラ) 社外監査役(現任) 平成28年3月 (株)小田原エンジニアリング社外取締役(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 田尾啓一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 田尾啓一氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 田尾啓一氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

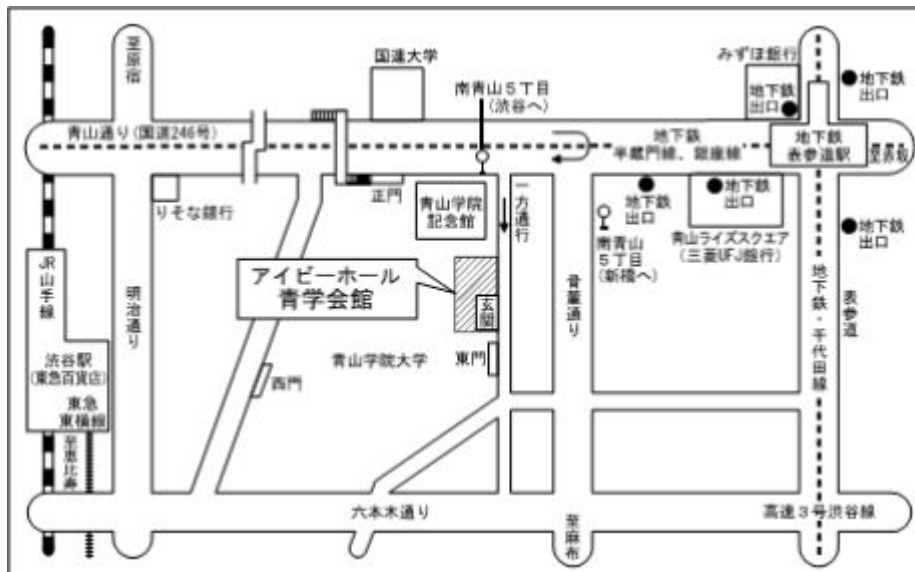
以上

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区渋谷4丁目4番25号

アイビーホール青学会館 グローリー館 2階 「ミルトス」

電話番号：03-3409-8181



交通 銀座線・半蔵門線・千代田線 表参道駅下車 (B3出口より徒歩5分)